

第76回定例会

伊方町議会議録

NO. 1

令和6年3月5日 開会

伊方町議会

第76回伊方町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日	令和6年3月5日
招集の場所	伊方町庁舎4階議場
開会（開議）	3月5日 10時00分宣告
出席議員	1番 田村 義孝 2番 加藤 智明 3番 高月 芳人 4番 木嶋 英幸 5番 末光 勝幸 6番 清家慎太郎 7番 福島 大朝 8番 山本 吉昭 9番 小泉 和也 10番 中村 敏彦 11番 吉川 保吉 12番 阿部 吉馬 13番 菊池 隼人
欠席議員	なし
欠 員	14番
本会議に職務のため出席した者の氏名	事務局長 菊池 暁彦 書記 藤川 輝之 書記 篠川 俊一 書記 浅海 恒成
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の氏名	町 長 高門 清彦 副 町 長 濱松 一良 教 育 長 中井 雄治 監 査 委 員 門田 光和 総 務 課 長 井上 恵隆 総 合 政 策 課 長 谷村 栄樹 町 民 課 長 上田 時茂 保 健 福 祉 課 長 補 佐 篠澤 隆之 長 寿 介 護 課 長 井上 操 農 林 水 産 課 長 林 栄作 観 光 商 工 課 長 三好 要 瀬 戸 支 所 長 山内 清秀 建 設 課 長 寺谷 哲也 会 計 管 理 者 谷口 良二 三 崎 支 所 長 竹内 元昭 教 育 委 員 会 事 務 局 長 阿部 茂之 上 下 水 道 課 長 山藤 一也 中 央 公 民 館 長 三好 利文
町長提出議案の項目	議案第7号 伊方町災害対策基金条例の一部を改正する条例制定について 議案第8号 伊方町文化交流施設設置条例の一部を改正する条例制定について 議案第9号 伊方町漁港管理条例の一部を改正する条例制定について 議案第10号 伊方町介護保険条例の一部を改正する条例制定について 議案第11号 伊方町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について 議案第12号 伊方町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について 議案第13号 伊方町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について 議案第14号 伊方町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について

	<p>議案第 15 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について</p> <p>議案等 16 号 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について</p> <p>議案第 17 号 令和 5 年度伊方町一般会計補正予算（第 8 号）</p> <p>議案第 18 号 令和 5 年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）</p> <p>議案第 19 号 令和 5 年度伊方町学校給食特別会計補正予算（第 1 号）</p> <p>議案第 20 号 令和 5 年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 3 号）</p> <p>議案第 21 号 令和 5 年度伊方町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）</p> <p>議案第 22 号 令和 5 年度伊方町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）</p> <p>議案第 23 号 令和 5 年度伊方町小規模下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）</p> <p>議案第 24 号 令和 5 年度伊方町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）</p> <p>議案第 25 号 令和 5 年度伊方町水道事業会計補正予算（第 2 号）</p> <p>議案第 26 号 令和 6 年度伊方町一般会計予算</p> <p>議案第 27 号 令和 6 年度伊方町国民健康保険特別会計予算</p> <p>議案第 28 号 令和 6 年度伊方町学校給食特別会計予算</p> <p>議案第 29 号 令和 6 年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計予算</p> <p>議案第 30 号 令和 6 年度伊方町介護保険特別会計予算</p> <p>議案第 31 号 令和 6 年度伊方町風力発電事業特別会計予算</p> <p>議案第 32 号 令和 6 年度伊方町水道事業会計予算</p> <p>議案第 33 号 令和 6 年度伊方町下水道事業会計予算</p>
議員提出議案の項目	なし
委員会提出議案の項目	伊方町議会議員の請負の状況の公表に関する条例制定について（発議第 1 号）
その他	なし
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。（会議規則第 21 条）
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の 2 人を指名した。（会議規則第 127 条）
	<p style="text-align: center;">5 番 末光勝幸議員</p> <p style="text-align: center;">6 番 清家慎太郎議員</p>

伊方町議会第76回定例会議事日程（第1号）

令和6年3月5日（火）
午前10時00分開議

1 開会宣告

1 町長招集挨拶

1 議事日程報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告「定期監査報告及び例月現金出納検査結果報告」
「系統議長会報告」

第 4 一般質問

第 5 伊方町災害対策基金条例の一部を改正する条例制定について（議案第7号）

第 6 伊方町文化交流施設設置条例の一部を改正する条例制定について
（議案第8号）

第 7 伊方町漁港管理条例の一部を改正する条例制定について（議案第9号）

第 8 伊方町介護保険条例の一部を改正する条例制定について（議案第10号）

第 9 伊方町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について（議案第11号）

第10 伊方町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について（議案第12号）

第11 伊方町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について（議案第13号）

第12 伊方町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について（議案第14号）

第13 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について（議案第15号）

第14 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について（議案第16号）

第15 伊方町議会議員の請負の状況の公表に関する条例制定について（発議第1号）

第16 令和5年度伊方町一般会計補正予算（第8号）（議案第17号）

- 第 1 7 令和 5 年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号) (議案第 18 号)
- 第 1 8 令和 5 年度伊方町学校給食特別会計補正予算(第 1 号) (議案第 19 号)
- 第 1 9 令和 5 年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第 3 号)
(議案第 20 号)
- 第 2 0 令和 5 年度伊方町介護保険特別会計補正予算(第 4 号) (議案第 21 号)
- 第 2 1 令和 5 年度伊方町公共下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)
(議案第 22 号)
- 第 2 2 令和 5 年度伊方町小規模下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)
(議案第 23 号)
- 第 2 3 令和 5 年度伊方町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算(第 1 号)
(議案第 24 号)
- 第 2 4 令和 5 年度伊方町水道事業会計補正予算(第 2 号) (議案第 25 号)
- 第 2 5 令和 6 年度伊方町一般会計予算 (議案第 26 号)
- 第 2 6 令和 6 年度伊方町国民健康保険特別会計予算 (議案第 27 号)
- 第 2 7 令和 6 年度伊方町学校給食特別会計予算 (議案第 28 号)
- 第 2 8 令和 6 年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計予算 (議案第 29 号)
- 第 2 9 令和 6 年度伊方町介護保険特別会計予算 (議案第 30 号)
- 第 3 0 令和 6 年度伊方町風力発電事業特別会計予算 (議案第 31 号)
- 第 3 1 令和 6 年度伊方町水道事業会計予算 (議案第 32 号)
- 第 3 2 令和 6 年度伊方町下水道事業会計予算 (議案第 33 号)

1 散会宣告

開会宣告（10時00分）

○議長（菊池隼人） おはようございます。これより、伊方町議会第76回定例会を開会いたします。只今の出席議員は、13名であります。よって、本会議は成立いたしました。

町長招集挨拶

○議長（菊池隼人） 町長招集挨拶

○町長（高門清彦） 議長

○議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） 本日ここに、伊方町議会第76回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、何かとご多忙の中、ご出席を賜りまして、感謝を申し上げる次第でございます。

また、議員各位におかれましては、日頃から町政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

まず、年明け早々に起きた能登半島地震において、亡くなられた方々に対し、ご冥福をお祈り申し上げますとともに、心からお見舞いを申し上げたいと思います。本町におきましては、被災地への募金活動のほか、チーム愛媛の一員として、被災地支援を行うための職員を順次、派遣しているところでございます。また、同じ半島地域であり、原子力発電所の立地自治体として、この災害を教訓として、佐田岬半島で今すぐに取り組むべき事前の対策について、来年度の当初予算案に盛り込んだところでございます。

次に、佐田岬半島ミュージアムについてです。昨年8月のオープン以来、様々なイベントや企画展を開催し、先月16日には早くも来館者数が1万人を超えるなど、好評を得ているところでございます。今後も、創意工夫を凝らした展示やイベントを通じて町内外から多くの方に訪れていただき、佐田岬半島の魅力を知っていただけるよう努めてまいりたいと考えております。

また、佐田岬亀ヶ池温泉の再建にあたっては、町内外から多くの温かいご支援をいただいたわけですが、その感謝の気持ちを忘れずに、この施設を運営するよう指導してまいる所存でございます。

さて、今定例会におきましては、伊方町第2次総合計画を基本に、令和6年度に取り組む施策を、当初予算案に盛り込んでおりますので、人口減少対策をはじめ新規事業の一端を申し述べさせていただきます。

まず、保健・医療・福祉の分野につきましては、医療機関へ通院する子育て世帯の経済的な負担軽減を図るための、出産子育て交通費助成事業に取り組むほか、認知症の要介護者が共同生活を送りながら、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、自立した日常生活を営むことができるよう、認知症対応型グループホームの整備に取り組んでまいります。

次に、社会基盤の充実の分野につきましては、生活環境の充実に向けて、老朽化した塵芥収集車を更新し、一般廃棄物の円滑な収集運搬に努めます。

次に、防災・減災の分野につきましては、近い将来、発生が懸念をされます南海トラフ地震など

の大規模災害に備えるため、木造住宅の耐震改修や空き家解体支援として、補助率のかさ上げや予算枠の拡充、また、災害用簡易トイレ、給水タンク、非常用飲料水袋などを整備するほか、家庭用冷凍庫・発電機・蓄電池を購入する際の補助制度を創設し、住民の防災意識の向上を図ってまいります。

次に、移住・定住の分野につきましては、危険空き家の解体にかかる既存の補助制度を、利用しやすいように制度を見直し、地域の安心・安全の確保と住環境の改善を図ってまいります。

また、移住・定住の促進と地域活性化を担う人材を確保するため、在学中に貸与を受けていた奨学資金の返還に要する経費を支援する、奨学金返還支援事業に取り組んでまいります。

次に、産業・観光の分野につきましては、柑橘の産地競争力及び経営力の強化を図るため、伊方・みつる両共選合併後の広域選果場の整備への支援を行い、農業の振興に努めます。

次に、教育・スポーツ・文化の分野につきましては、高校生の通学に掛かる保護者の負担軽減や、生徒の進学先の選択肢を広げることを目的とし、高校生等修学支援制度を創設し、学校教育の充実に努めます。

次に、住民協働・行財政の分野につきましては、ふるさと納税に関して、更なる寄附金額の拡大を目指すために、引き続き、返礼品の開拓と返礼品提供事業者の拡充に取り組んでまいります。

このほか、DXの推進として、契約事務の効率化と迅速化及び事業者の負担軽減や経費削減を図るため、電子契約システムの導入、また、集落のグループホーム化政策において、今後のデータに基づく施策を効果的に展開していくことの第一歩として、顔認証技術を活用した買い物支援を行い、町内の経済の活性化に取り組んでまいります。

次に、原子力発電所についてでございます。今回の能登半島地震により、志賀原子力発電所で発生した事象につきましては、現在、政府の地震調査委員会や北陸電力によって調査が進められております。

また、今後、原子力規制委員会におきましても様々な検討が進められることと思いますが、この地震によって新たな知見が得られた場合には、必要な対策を講じますよう、四国電力に求めてまいりたいと考えております。今後とも日常の安心・安全を最優先に、適切な情報収集と情報公開に努めるなど、町民の安全確保を大前提に、四国電力に対して不断の取り組みを求めてまいる所存でございます。議員各位には、引き続きご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、今定例会に提案をいたします案件でございますが、

- ・ 条例制定に関する議案 10 件
- ・ 令和 5 年度一般会計及び特別会計補正予算 9 件
- ・ 令和 6 年度一般会計及び特別会計当初予算 8 件
- ・ 人事に関する議案 1 件でございます。

いずれも、町政を進めるうえで、非常に重要な案件でございます。

会期中よろしくご審議のうえ、ご決定を賜りますようお願いを申し上げ、招集の挨拶といたします。どうぞ、よろしく願いをいたします。

議事日程報告

○議長（菊池隼人） 議事日程報告を行います。本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。それにしたがって、議事を進めてまいります。

これより、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（菊池隼人） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、5番 末光勝幸議員、6番 清家慎太郎議員を指名いたします。

会期の決定

○議長（菊池隼人） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月12日までの8日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、8日間と決定いたしました。

諸般の報告

○議長（菊池隼人） 日程第3「諸般の報告」を行います。お手元に配布してありますとおり、監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査報告書及び同法第235条の2第3項の規定により、例月現金出納検査結果報告書が出されておりますので、お目通しください。

次に、系統議長会報告を行います。先般、2月19日に第75回愛媛県町村議会議長会定期総会が開催され、これに出席し、その概要をお手元に配布しておりますので、お目通しください。なお、総会の資料は事務局に保管をしております。

以上で、諸般の報告を終わります。

一般質問

○議長（菊池隼人） 日程第4「一般質問」お手元に配布の一般質問通告書一覧のとおり、一般質問が出ておりますので、会議規則第61条の規定により、一般質問を許します。

受付順により、田村義孝議員、木嶋英幸議員の順にお願いいたします。

一般質問は、大綱ごとに、質問とそれに対する答弁をお願いいたします。

なお、再質問の回数は会議規則第55条を引用し1つの大綱につき、2回以内と定めます。

初めに、田村義孝議員一般質問、大綱1をお願いいたします。

○議員（田村義孝） 議長

○議長（菊池隼人） 田村議員

○議員（田村義孝） おはようございます。まずもって、能登の震災でお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。それでは、議長の許可をいただきましたので、一般質問通告にしたがい一般質問をさせていただきます。

大綱1、選挙公報について。

本年は伊方町長選挙が行われます。以前にも一般質問で選挙の投票率低下の対策について質問し、その中で選挙公報について提案をいたしました。

18歳選挙権の制度改正もありますし、対象となる三崎高校生やUターンIターンの移住者の方々には選挙の判断材料が少ないように思います。

町長選を機会に町長及び町議会議員候補者の政見・政策等を町民に、見える化することが望ましいと考えます。

公職選挙法第167条は、国政選挙と都道府県知事選挙においては、選挙公報を必ず発行し、公職の候補者の氏名、経歴、政見等を掲載することを規定し、その他の地方選挙、伊方町ですと町長選、町議選では、同法第172条の2により、選挙公報条例を定めて選挙公報を発行することができるとしています。

選挙公報は、選挙の候補者がどのような政見・政策を持ち、町民の代表となろうとしているのかを、選挙民が知ることができるとともに、当選した候補者が任期中、その政見に沿い、政策を実現するのかを検証するための重要な資料になります。

そこで、伊方町でも条例を定め、選挙公報を発行するべきではないかと思いますが、町長のご所見をお伺いいたします。

○議長（菊池隼人） 只今の田村議員の一般質問、大綱1に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） 田村議員の大綱1、選挙公報についてのご質問にお答えいたします。

議員ご紹介のとおり、公職選挙法では、選挙公報は候補者の経歴や政見などを記載したもので、町議会議員または町長の選挙事務を管理する選挙管理委員会が、条例の定めにより、選挙公報を発行することができる定められており、有権者が候補者を知り、公職に就く者を選ぶうえで、重要な情報源の1つと認識をしております。

この選挙公報の発行に関する条例につきましては、県内20市町のうち7市2町が制定をいたしており、本町を含め4市7町が制定をしていない状況でございます。条例未制定の町を対象にその理由を調査したところ、「条例制定の予定はない」が3町、「今後検討予定」、「選挙公報を発行する日程の確保が困難」、「効果が期待できない」が各1町となっております。

選挙公報の発行にあたっては、いずれの町も告示日から選挙日まで短いことが課題と考えており、選挙公報を発行している町でも、印刷及び新聞折り込みの都合上、告示日の翌日の午前中までに原稿を提出する必要がある、そのスケジュールはとてもタイトなものとお聞きをいたしております。

また、期日前投票の投票率が上昇傾向にあります中、選挙期間が短い選挙では、選挙公報が配布

されたことによる投票行動への影響は比較的少ないと考える町もあるようでございます。

議員ご承知のとおり、選挙公報の発行は、選挙管理委員会の権限であり、同委員会で議論されているとお聞きをしておりますので、今回の調査結果については、選挙管理委員会にお伝えしたいと思っております。また、議会におかれましても、ぜひご検討いただき、議会としてのご意見を取り纏めていただければ、その旨を選挙管理委員会にお繋ぎしたいと考えております。いずれにしても、条例については、町長が提案し議会の議決を経て制定されるわけでございます。

町といたしましては、選挙公報の発行には、現在のところ様々な課題があり、選挙管理委員会や議会の皆様の意向もありますことから、県内市町の動向を見据えながら、慎重かつ適切に対応してまいりたいと考えております。

以上、田村議員の大綱1に対する答弁とさせていただきます。

○議長（菊池隼人） 只今の答弁に対する再質問を許します。田村議員、大綱1の再質問はありますか。

○議員（田村義孝） 議長

○議長（菊池隼人） 田村議員

○議員（田村義孝） 今程、町長の方から一般的な選挙方法の在り方と県内の状況についてご説明をいただきました。

私が総務省の方に問い合わせ、全国の流れを調べましたところ、令和4年12月31日時点のデータではあるのですが、全国の自治体においては「選挙公報を発行していない」というのはもう3割ぐらいでございます。

ただ、町村レベルになりますと、全国の町村長選挙では、926団体中477団体52%、町村議会議員選挙においては51%となっておるわけで、首長選挙と町議会、町村議会議員選挙の、選挙公報を分けているところもあるわけでございます。日程等々その困難な状況のことのご説明を先程されましたが、地域によってやはり事情も違ってきます。選挙の日程は一緒ですが、印刷のスピードであるとか、そういうものも町村によって加味をしながら、例えば、松山市に近い松前町であると、新聞紙に折り込みもあります。砥部町の場合だと折り込みはなしというような、町村独自の状況を加味して行われているわけです。例えば、投票場のみで、役場の方でそういうものを取り纏めて、情報をお出しするとか、そういう形もできると思います。

今、時代の流れとして、転入や転出の多い状況です。例えば、親の介護のために帰ってきて、住民票を登録するというようなことも起こってくると、今までの流れとか、そういうものが分からないとそういう時に、この自治体の首長はどのような政策をもって、どういう町にしたいか分かるような状況がしっかりあるというのは、非常に重要なことだと思います。

公報論については、様々あると思いますが、町長はどのように、これを踏まえてお考えになるか改めて、ご所見をお伺いいたします。

○議長（菊池隼人） 只今の田村議員の大綱1再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） 田村議員の主張、今のご提言・ご意見は、田村議員のご意見として受け取らせていただきたいというふうに思っております。

この件につきましては、私がやると言っていると、そんなレベルの問題ではないというふうに思っております。議員の皆様方、そして並びに選挙管理委員がどう判断するか、そういったところがポイントになるんだろうというふうに思っております。先程の答弁で申しましたように、田村議員を含め、伊方町には14名の議員定数があるわけでございます。議会としてのご意見を取り纏めていただきたいというふうに思います。それをもって、選挙管理委員の皆さん方がどういったご判断をされるのかというところを重視をして、条例を提出するかどうなのかを私の方でさせていただきたいと思っております。

先程も申しましたように、日程の方も含めこれをやるとなれば、ただでさえ選挙初日、2日目の忙しい時期に職員の負担がまた増すわけでございます。そういったことも加味しなければならないと思いますし、新聞の折り込みにするにしても新聞の普及率というのは、町内では大分落ちてしまっています。そういったことも考えなければならない。纏めて公報を折り込みにする、投票日の1日、2日前になってしまう、なりかねない。金曜日か土曜日に来る、それが、果たしてどの程度効果的なのか、様々な面で検討をして、選挙公報について、伊方町としてどうするか、最終的な判断をさせていただきたいというふうに思っております。

繰り返しになりますが、議員の皆様方のご意見も取り纏めていただきたいと思ひますし、選挙管理委員としてのお考えもお聞かせいただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（菊池隼人） 只今の答弁に対する再々質問を許します。田村議員、大綱1の再々質問はありませんか。

○議員（田村義孝） 議長

○議長（菊池隼人） 田村議員

○議員（田村義孝） 今程、町長の方から、公報論や考え方については色々述べられたところではありますが、今、時代も大きく変わってきております。何も紙媒体だけで括る必要はないわけで、県内で、例えば、砥部町においても、WEB掲載でそういうことをしている事例もあるわけです。

先程も申しましたように、親の介護等々で帰って来たりする場合があります。その時に、WEB掲載で、そういう政策について、首長がどのように考え、どういう政策を実行して、どのような町を作ろうとしているのかということが分かるような状況ができれば、それは町にとっても、首長にとっても非常にプラスになると思います。先程もお聞きしたように、慎重な考え方であるというのは理解できましたが、現時点で、時代的背景も含めて町長がどのように考えているのか、改めてお伺いいたします。

○議長（菊池隼人） 只今の田村議員の大綱1、再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） 繰り返しになりますけれども、そういった色々なやり方が今あるんだろうというふうに思います。田村議員の、WEB 上での掲載ということも考えれると思います。そういったことを、ぜひ議員の皆さん方の中で議論をして「こういった方法でやっていただくならできるのか、できないのか、やるべきなのかどうなのか」を、議論していただきたいというふうに思います。私の一存で、やる、やらないということは選挙管理委員会の方に対して、失礼にあたるんだろうというふうに思っておりますので、そういった議論のうえ、町長としての最終決断に移りたいと思っております。

ただ、こういったことを考えているのか、それから、こういった政策を進めていくのかっていうことは、これは選挙時に限ったものではないと私は思っております。日々の日常生活の中で我々理事者も、議員の皆さん方も、有権者に対して適切な公報活動、あるいは、自分の考えをお知らせするというのは非常に大事なことであるというふうに思っております。ぜひ、その辺も考えながら我々も常にそういったことも念頭におきながら、日々の町政にあたってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（菊池隼人） 以上で、田村議員の一般質問を終わります。

続いて、木嶋英幸議員一般質問、大綱 1 をお願いいたします。

○議員（木嶋英幸） 議長

○議長（菊池隼人） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） 改めましておはようございます。この機会を与えていただき、ありがとうございます。先立って、田村議員も言われたように、年明け早々、能登半島の地震、航空機事故で、命を亡くなられた方達にご冥福をお祈りしたいと思います。そういうこともあって、本日は防災についてとか、今年度、町長が満了で選挙があります。このことについて、進退の伺いをさせていただきたいと思います。最後に職場の環境についてもお伺いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

まずもって、大綱 1、進退についてお伺ひします。

今年 10 月に 2 期満了を迎えますが、現時点での進退をお伺ひしたいと思います。7 年数ヶ月伊方町のためにご尽力され心身ともに大変な日々を過ごされたことはお察しします。未だ少し残っておりますが公約を掲げたうえで、ご本人の評価、達成感はどのように思いますか。できたら具体的に、例を挙げながら、できる範囲でお答えいただければありがたいと思います。

例えばこの案件はやり遂げた、また、これは 10 月までにはやれる見通し、志し半ばで引き続きやるなど具体的にご答弁いただければありがたいのですが、いかがでしょうか。よろしくお願ひします。

○議長（菊池隼人） 只今の木嶋議員の一般質問、大綱 1 に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） 木嶋議員の大綱1、進退についてのご質問にお答えいたします。

ご案内のとおり、私にとりまして、今年10月で2期目が終了をいたしますが、議員各位をはじめ、職員、国・県等の関係者の皆様、そして何よりも、町民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、ふるさと伊方町の舵取りができたことに心から感謝を申し上げる次第であります。

さて、私の2期目は、令和2年10月から始まったわけですが、当時はまさにコロナ禍真っ最中ということで、公共施設の利用制限やイベント等の中止・規模縮小など、これまで経験したことのない事態を経て、昨年5月に感染症法上の位置付けが5類に引き下げられるまでの間、その対策に翻弄されてきたところでございます。

また、令和3年8月には亀ヶ池温泉が落雷による火災で焼失するなど、まさに苦難の連続であったといっても過言ではありません。しかしこの間、感染防止対策と社会経済活動の両立を目指してワクチン接種の支援体制の強化や生活資金の支援などの施策を展開し、また、亀ヶ池温泉再建にあたっては多くの方からの暖かいご支援をいただきながら、本年2月に、無事再開できたことで、住民の皆様への支援に、一定の役割が果たせたのではないかと考えております。

振り返ってみますと、未来への責任をキーワードに、人口減少対策、少子高齢化対策、農林漁業の振興、観光対策、原子力発電所への対応など、山積している様々な課題にスピード感をもって取り組むことを掲げ、職員と一丸となり各種施策を推進してまいりました。

まず、人口減少対策につきましては、伊方町人口減少対策重点戦略を定め、健康長寿のまち、子育て支援のまち、デジタルライフのまちをキーワードに掲げ、注力してきた集落のグループホーム化につきましては、健康管理サービス、オンライン診療、買い物支援、共食、ハイブリッド交通の5つの分野で制度設計を行い、買い物支援においては顔認証技術を活用したデジタル商品券の発行を予定しており、今後、順次実装・普及を図ることにしております。

また、町有施設を有効に活用するため、民間活用提案制度を創設し、IT企業や民間賃貸住宅の誘致、地元企業による冷凍倉庫・加工施設の建設など、産業と雇用の創出に努め、一定の成果が得られたと思います。

更に、移住者の相談窓口として、生涯学習センターに移住・定住支援センターいかたライフを設置したほか、町内において新規事業や継続事業を行う方を支援するいーチャレ事業や、民間賃貸住宅の整備や改修に対する支援制度の創設などの取り組みを行ってまいりました。

少子高齢化対策につきましては、県下一、日本有数の子育て支援のまちを目指し、結婚・出産・子供の成長に応じ、18歳までの医療費助成の拡充をはじめ、結婚新生活支援や妊産婦医療費助成、家庭で保育を行っている方への在宅育児支援、保育園留学事業の実施のほか、給食費の半額補助制度の創設などを行ってまいりました。

農林漁業の振興につきましては、町単独で資機材等の購入費の一部を補助する農林漁業振興補助制度の創設、有害鳥獣対策とイノシシ肉等の有効活用を図る獣肉解体処理及び精肉加工施設整備や水産業振興計画の策定などに取り組みました。

観光対策につきましては、亀ヶ池温泉の再建、佐田岬半島ミュージアムの整備、佐田岬フォトコンテストの開催、また、途中、コロナ禍において、様々なイベントが中止や規模縮小を余儀なくされ、一時は観光事業が危ぶまれましたが、感染防止対策と社会経済活動の両立を目指して賑わいの復活に取り組むことができました。

原子力発電所への対応につきましては、当時は、司法判断による長期停止や連続トラブル、保安規定違反など、発電所を取り巻く環境は非常に厳しいものでありました。また、発電所敷地内への乾式貯蔵施設の整備や使用済み樹脂貯蔵タンクの増設の妥当性審議など、様々な事象に対して、議会をはじめ関係機関と協議しながら、その都度、首長としての判断を行い対応できたのではないかと考えております。また、町としましても、日頃からの安全運転への指導や万が一、重大事故が起きた場合に備え、防災訓練の実施や放射線防護施設の整備などを通じて、住民の安心・安全の確保に努めてまいりました。

今後の課題といたしましては、消防署の再編や瀬戸アグリトピア宿泊棟の改修、町民グラウンドの町のスポーツ拠点施設としての活用検討など、課題は山積しておりますが、現時点で言えることは、残る数ヶ月、全力で町政を運営していく所存でございますので、引き続き議員各位のご理解とご協力をいただきたいと思いますと考えております。

以上、木嶋議員の大綱1の答弁とさせていただきます

○議長（菊池隼人） 只今の答弁に対する再質問を許します。木嶋議員、大綱1の再質問はありますか。

○議員（木嶋英幸） 議長

○議長（菊池隼人） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） ありません。

○議長（菊池隼人） 以上で、大綱1を閉じます。

暫時休憩いたします。

(休憩 10 : 41～11 : 39)

○議長（菊池隼人） それでは、再開いたします。

木嶋議員、一般質問、大綱2をお願いします。

○議員（木嶋英幸） 議長

○議長（菊池隼人） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） 続きまして、大綱2、防災についてお尋ねします。

年明け早々、冒頭にも申したように、能登半島地震が発生し、その直後に航空機事故が起きました。「日本列島大丈夫かな」と、国民はもとより世界中から心配され、飛行機事故は人災でもあります。自然災害は予期せぬことがほとんどです。この佐田岬半島も南海トラフが叫ばれてから数年が経ち、いつ起きてもおかしくない状況と思われませんが、伊方町としてどの様な対策を考えた

り、万が一の時の非常食の点検や、防災設備の状況、施設などは、どういう現状なのか、お尋ねします。

○議長（菊池隼人） 只今の木嶋議員の大綱2の質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） それでは、木嶋議員の大綱2、防災についてのご質問にお答えいたします。

私も、年明け早々に起きた能登半島地震とその直後の航空機事故は、まさに災害はいつ起きるか分からないということを痛感した出来事でした。死傷された方々のご冥福と1日も早いご回復、被災地の復旧と復興を心よりお祈りを申し上げます。

また、半島における集落の孤立化や不足する物資の状況を目の当たりにして、決して対岸の火事ではなく、災害に備えることの重要性を再認識し、半島防災対策に全力で取り組む決意を新たにしましたところでございます。

ご質問の非常食の点検につきましては、町では、大規模災害に備え、町内全住民の3食3日分の食料や飲料水を、指定避難所や各集会所に備蓄をしているところでございます。また賞味期限前に、防災訓練やイベントなどで、試食を兼ねて町民の皆様に配布をし、毎年不足分を買い足していくという、循環型の取り組みを継続しております。

防災施設につきましては、学校の校舎や体育館、公民館などの公共施設46カ所を指定避難所として指定し、各地区の集会所を自主避難所に位置付けております。この他、万が一、伊方発電所に重大事故が起きた場合に備え、放射線からの防護機能を備えた放射線防護施設を町内12カ所に整備をしているところでございます。防災訓練としましては、毎年9月に、巨大地震による津波の発生を想定した総合防災訓練を実施し、各地区の自主防災会が行う、高台への避難訓練のほか、愛媛県や周辺自治体、防災関係機関と連携をした、原子力防災訓練を行っており、毎年被害想定を変えながら、避難経路が絶たれた場合の避難方法などを確認しているところでございます。こうした取り組みを繰り返し行うことにより、有事の際の円滑な住民避難体制の構築に努めてまいりたいと考えております。

また、議員ご指摘のとおり、本町におきましても南海トラフ地震の発生が懸念されておりますことから、来年度の事業として、本議会に提案しております、能登半島地震を踏まえた今後の災害対策について、ご紹介いたします。

まずは、自分の身は自分で守る、自助の観点から、木造住宅の耐震改修や空き家解体支援として、補助率のかさ上げや予算枠を拡充するほか、耐震シェルターにつきましても、大幅に予算枠を拡充し、庁舎内にその見本を展示して、普及に努めることといたしております。また、簡易トイレや給水タンク、非常用飲料水袋等を整備するほか、家庭用冷凍庫や発電機・蓄電池を購入する際の補助制度を創設いたします。

次いで共助の観点では、最近では夜間避難訓練を行う地区も出てきておりますことから、この取り組みを促進するとともに、町としても夜間の避難環境を整備するための支援を行ってまいります。

最後に公助の観点から、これまでの訓練の実施や備蓄品の整備等に加え、災害対策基金の用途範囲の拡充や南海トラフ地震の発生に備えるため、町の事前復興計画を、住民の皆様と共に考え、来年度から策定することといたしております。

町では、今後も防災対策に終わりなしという意識のもと、半島防災に必要なニーズを的確に把握しながら、防災対策に積極的に取り組み、住民の安心・安全の確保に努めていきたいと考えております。

以上、木嶋議員の大綱2の答弁とさせていただきます

○議長（菊池隼人） 只今の答弁に対する再質問を許します。木嶋議員、大綱2の再質問はありませんか。

○議員（木嶋英幸） 議長

○議長（菊池隼人） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） 直近に能登の地震があったことが、凄く記憶になっていると思います。佐田岬半島も、真剣に見直しや、準備をやらなければいけない時であると思われれます。日々、刻々と変わる時代、その時に応じた対応が必要で、伊方丸の舵取りは、船長、高門町長だけだと、私は思っております。人の命を優先に、これからも災害対策をやっていただければと思います。

そのためにも、2次災害対策は必ず必要だと思います。災害を大きくしないためにも、そういうことを考えていただき、例えば、また新たにそういう避難場所などを探してみたりとか検討して、少しでも住民が安心して暮らせるような町づくりをやっていただきたいと思います。その点、どういったお考えかお尋ねします。

○議長（菊池隼人） 只今の木嶋議員の大綱2の再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） 木嶋議員ご指摘のとおり、先程も答弁をいたしましたけれども、災害対策に終わりはないわけでございます。当面、能登半島の今回の地震を受けて、今現在、我が町として考えられるであろうということは当初予算に計上させていただきました。ぜひ、議員の皆様方のご議決をよろしくお願いを申し上げます。

更にまた、様々なことをこれからやらねばならないというふうに思っております。備蓄も食料も3日分だけでは足りない。今回の孤立集落を、能登半島の孤立集落を見て、やはり1週間分は必要じゃないかなと思っております。そういった意味で、各家庭への冷凍庫の補助事業ということも、計上させていただきます。

更に、孤立した場合の、やっぱりヘリコプターの離発着場の重要性というのは、改めて再認識をしたというふうに思っております。現在伊方町では、30か所余りのヘリコプターの離発着できる場所を指定させていただいております。そして、更にもっとヘリコプターが離発着できる場所がないかということ、改めて見直しをしなければならないと思っておりますし、水源の確保についても、

水道が断水をするということが、今回改めて再認識したわけでございます。元からある各地区の水源地の再整備ということも、考えるべきだろうというふうに思います。

まだまだやらなければならないことが、たくさんあると思います。議員の皆さん方からも、ぜひ1つ、具体的なご提案をいただいて、お互いより安全で安心できる伊方町を作るためにご協力をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（菊池隼人） 只今の答弁に対する再々質問を許します。木嶋議員、大綱2の再々質問はありませんか。

○議員（木嶋英幸） 議長

○議長（菊池隼人） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） 確認も込めてなんですけど、特に人家の近くで、人災を伴いそうなところとか、公共施設があるようなところなど、もう一度再確認していただき、伊方町に住んでいる町民の方々へ細かいサービスをしていただくためにも、各家庭への耐震補強など、地震に対する助成費などをもう1歩踏み込んでやっていただけたらと思うんですけど、その辺りはいかがですか。

○議長（菊池隼人） 只今の木嶋議員の大綱2の再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） 空き家の解体につきましては、今回補助拡充をさせていただきました。それから、耐震に関しましても、今までは上限100万だったものを、150万までに拡充をいたしました。

耐震補強につきましては、中々耐震補強に至るまでには、個人負担が掛かりすぎるというふうなお声もいただいております。今回新たに、家の中の一角を耐震シェルターとし、家の中に避難所を設けるということで、これは40万までの補助事業を新たに創設したわけでございます。

この保護シェルターは、「実際に見てみなければ、どんなものか分からない」という方も多くおられるんだろうというふうに思っております。役場のロビーに何か、その見本を展示させていただいて、「こういった場所が家の中にあれば大丈夫だ」と実際感じてもらいたいというふうに思っております。

議員のご提案のことも踏まえ、様々な施策を今後とも展開をしてみたいと思っております。先程も申しましたけれども、議員の皆様方からの様々なご提案をよろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（菊池隼人） 以上で、大綱2を閉じます。

木嶋議員、一般質問、大綱3をお願いいたします。

○議員（木嶋英幸） 議長

○議長（菊池隼人） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） それでは、大綱3、職場関係についてお尋ねしたいと思います。

近年、役場職員の定年前退職が複数名いるように思われます。現状はどういう状況か、お尋ねしたいと思います。なぜこのような状況に陥ったかについて、少しの人に、お話を聞いてみました。改善策を講じてみたり、どのようなことを具体的にしていっての方が良いのか、考えてやっているとは思いますが、改めて教えていただけたらと思います。

その後、退職者に対するアフターケアなどはどうされているか、それも一緒にお答えいただければと思います。

○議長（菊池隼人） 只今の木嶋議員の大綱3の質問に対する理事者の答弁を求めます。

○副町長（濱松一良） 議長

○議長（菊池隼人） 副町長

○副町長（濱松一良） 木嶋議員の大綱3、職場環境についてのご質問にお答えいたします。

まず、職員の定年前退職、いわゆる自己都合退職の状況についてでございますが、令和元年度3名、2年度10名、3年度5名、4年度4名、そして今年度は17名となっております。今年度の自己都合退職者の理由として推測される内訳でございますけれども、「転職」が8名、次いで「家庭の事情」が6名、「健康上の理由」が3名となっております。コロナ禍が明け、全国的に人手不足の中、企業の賃上げが進み、条件の良い都市部へ転出する動きも出てきています。

次に、「なぜこのような状況になったか、話し合ったのか」についてでございますが、月1回開催の理事者と各課長で構成する庁議で、その都度協議をし、風通しの良い職場づくりに努めております。改善策を講じたのかについては、理事者へ直接メールをする相談メールを開設し、相談に応じているところでございまして、今年度から職員提案に基づき、御意見箱を設置するなど、気軽に相談ができる環境づくりに努めております。

また、メンタルヘルスについては、現在、愛媛県の出張メンタル相談室を活用していますが、令和6年度からは産業カウンセラーによる訪問カウンセリングを委託し、月2回の開設を予定しており、来年度当初予算に計上しているところでございます。加えて、昨年度から若手職員と理事者との懇談会を開催しており、今年度は入庁1年目から3年目の職員を対象に3回実施しております。また、職員組合との意見交換会の実施を申し入れるなど、できる限りの対策を講じているところでございます。

最後に、退職者に対するアフターケアについてでございますが、退職された方には、私の方でも、残念ではありますが、極力声掛けをして、本人の意向確認と役立つと思われるアドバイスを行っておりますが、退職後も元の職場から、必要な用件以外で何かと聞かれることは、本人が望まれないと思いますし、町といたしましても、必要な用件以外の特段のアフターケアは行っておりませんので、ご理解ください。

以上、木嶋議員の大綱3の答弁とさせていただきます。

○議長（菊池隼人） 12時になりましたが、延長をいたします。

只今の答弁に対する再質問を許します。木嶋議員、大綱3の再質問はありませんか。

○議員（木嶋英幸） 議長

○議長（菊池隼人） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） 私の個人的な見解ではありますが、田舎の自治体に行けば行くほど、役場という職場は、安定した公務員、ましてや、入庁する時にも勉強されて、苦勞して入られた職場とっております。生涯保障されていて、病気など余程のことがない限り、定年前退職というのは、今までには、あまり聞いてなかったように思われます。

この理由としては、若干名にお聞きしましたんですけど、日頃のコミュニケーションがあまり取れていないんじゃないかと思えます。職員の悩みなどが中々共有されていないのが、大きな原因じゃないかと思えます。そこでやはり、町長、副町長には言いにくいことも、たくさんあると思えます。特定されることもやはり気にされて、そういうことは中々言いにくいと思えます。

先程の答弁の中に、ご意見箱などを設置したとありましたが、これの活用状況とか、やはり意見書を入れることを見られることが中々辛いんじゃないかなと思えますが、そこらは今後どのような対応をしていくのか、教えていただきたいと思えます。

○議長（菊池隼人） 只今の木嶋議員の大綱3の再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○総務課長（井上恵隆） 議長

○議長（菊池隼人） 総務課長

○総務課長（井上恵隆） ご意見箱にお答えいたします。ご意見箱につきましては、先程、木嶋議員さんも申しましたとおり、設置場所につきましては、投入をするのを見られるのは嫌だと思えますので、人通りの少ない、人の出の少ないところに設置しております。今年度の秋ぐらいからしたんですけど、今までで8件ありました。中身は非公表なのでちょっと言えませんが、いずれの案件につきましても、有意義な案件でしたので迅速対応をさせてもらっております。今後も、引き続き職場の皆さんからのご意見をお受けしたいと思えます。

なお、そういう悩みごとの相談とかは少なく、物質的な改善が多かったように思えます。

以上です。

○議長（菊池隼人） 只今の答弁に対する再々質問を許します。木嶋議員、大綱3の再々質問はありませんか。

○議員（木嶋英幸） 議長

○議長（菊池隼人） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） 今、課長から答弁いただきましたが、やはり若干少ないんじゃないかなと。

その理由としては、先程言ったように、投函するのを躊躇している職員さんが、やはりいらっしゃるんじゃないかなと。そのためにも、直接理事者にとということじゃなくて、例えば、課長会でそういう共有するような案件を会議の中に、その投票箱の中身を、皆さんでお話されるようなことをしていただけたらと思えますが、その辺りいかがですか。

○議長（菊池隼人） 只今の木嶋議員の大綱3の再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○総務課長（井上恵隆） 議長

○議長（菊池隼人） 総務課長

○総務課長（井上恵隆） 先程も申しましたように、中身非公表なので、ちょっととりあえず特定の方にしか中身は見せておりません。

私の方にも相談とか、課に来られる方もいますし、メールとかも来ますので、そこら辺も、なるべく非公表というか、隠密で相談させていただいております。町長や副町長、理事者の方にも直接メールがあることにはあると思いますので、相談者の方も、中々周りの人に気づかれないように相談に乗っているところであります。

以上です。

○議長（菊池隼人） 以上で、木嶋議員の一般質問を閉じます。

暫時休憩いたします。再開は13時からといたします。

(休憩 12:05～13:00)

議案第7号

○議長（菊池隼人） 休憩前に引き続き、再開いたします。

日程第5「伊方町災害対策基金条例の一部を改正する条例制定について」議案第7号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（井上恵隆） 議長

○議長（菊池隼人） 総務課長

○総務課長（井上恵隆） 議案第7号、伊方町災害対策基金条例の一部を改正する条例制定について、ご説明いたします。

現基金条例の用途は、甚大な災害が起こった後の支援及び復旧復興経費の財源となっております。

これに加え、南海トラフ地震など、今後の甚大な災害に備える経費の財源にも充当するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正内容は、第1条中の文言を、「甚大な災害への備え、被災者を支援する経費及び復旧復興に要する経費の財源に充てるため、」に追記修正いたします。

なお、附則において、この条例は令和6年4月1日から施行するとしております。

以上、説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第7号、伊方町災害対策基金条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

議案第8号

○議長（菊池隼人） 日程第6「伊方町文化交流施設設置条例の一部を改正する条例制定について」議案第8号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○教育委員会事務局長（阿部茂之） 議長

○議長（菊池隼人） 教育委員会事務局長

○教育委員会事務局長（阿部茂之） 議案第8号、伊方町文化交流施設設置条例の一部を改正する条例制定について、ご説明させていただきます。

この条例は、佐田岬半島ミュージアム運営協議会を博物館法に定める博物館協議会に準拠した組織とするための規定等を見直すため、本条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきまして、ご説明いたします。

一枚、お捲りください。

佐田岬半島ミュージアム運営協議会について定めております、第18条中、博物館法の改正に伴う条ずれの解消のため、第20条第1項を、第23条第1項に、次に、佐田岬半島ミュージアム運営協議会を、博物館法に準拠した組織とするため、2項から4項の規定を追記します。そして、別表第2に、キャンピングカーサイトの使用料に関する規定の追加を行うものでございます。

なお、この条例の施行につきましては、附則におきまして、公布の日からとしております。

以上、ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第8号、伊方町文化交流施設設置条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

議案第9号

○議長（菊池隼人） 日程第7「伊方町漁港管理条例の一部を改正する条例制定について」議案第9号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○建設課長（寺谷哲也） 議長

○議長（菊池隼人） 建設課長

○建設課長（寺谷哲也） 議案第 9 号、伊方町漁港管理条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、漁港漁場整備法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

改正内容について、ご説明いたします。

第 1 条の漁港漁場整備法を漁港及び漁場の整備等に関する法律に改正し、第 14 条に、新たに創設された事業に関する占用料の徴収に関する規定を加えるものであります。

なお、この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上、ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 9 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 9 号、伊方町漁港管理条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

議案第 10 号

○議長（菊池隼人） 日程第 8「伊方町介護保険条例の一部を改正する条例制定について」議案第 10 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○長寿介護課長（井上操） 議長

○議長（菊池隼人） 長寿介護課長

○長寿介護課長（井上操） 議案第 10 号、伊方町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、伊方町第 9 期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画の策定による介護保険料の改定に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

第 4 条保険料率については、令和 6 年度から令和 8 年度までの介護保険料率について額を改定するもので、具体的には基準となる年額保険料率を 66,000 円に改定し、第 1 項第 1 号を 30,030 円に、第 2 号を 45,210 円に、第 3 号を 45,540 円に、第 4 号を 59,400 円に、第 5 号を 66,000 円に、第 6 号を 79,200 円に、第 7 号を 85,800 円に第 8 号を 99,000 円に、第 9 号を 112,200 円に改めます。

今回の改正において、第 38 条第 1 項第 10 号から第 13 号に掲げる者の額も定められ、第 10 号を 125,400 円、第 11 号を 138,600 円、第 12 号を 151,800 円、第 13 号を 158,400 円としております。

第2項では第1号に該当する者の減額後の保険料率を18,810円とし、第2号に該当する者の減額後の保険料を32,010円に、第3号に該当する者の減額後の保険料を45,210円としております。

この条例は令和6年4月1日から施行するとし、改正後の保険料率は令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によることとしております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第10号、伊方町介護保険条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

議案第11号

○議長（菊池隼人） 日程第9「伊方町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」議案第11号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○長寿介護課長（井上操） 議長

○議長（菊池隼人） 長寿介護課長

○長寿介護課長（井上操） 議案第11号、伊方町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について提案理由をご説明いたします。

本案は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。改正にあたっては、国が示す基準と同様の内容としております。

新旧対照表をお願いいたします。

第4条において従業者の員数の配置基準を、第5条において管理者の兼務基準を改正し、第6条では電磁的記録媒体の使用について認めることとしております。

また、第15条、第1項、第3号では新たに、身体拘束等の適正化の推進のための方針を定めるとともに、第18号において人材の有効活用、多職種連携促進の観点からテレビ電話装置その他の通信機器を活用することについて改正しております。

附則として、この条例は令和6年4月1日から施行するとしています。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 11 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 11 号、伊方町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

議案第 12 号

○議長（菊池隼人） 日程第 10「伊方町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について」議案第 12 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○長寿介護課長（井上操） 議長

○議長（菊池隼人） 長寿介護課長

○長寿介護課長（井上操） 議案第 12 号、伊方町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

改正にあたっては、国が示す基準と同様としております。

新旧対照表をお願いいたします。

令和 6 年 4 月から居宅介護支援事業者も市町村からの指定を受けて介護予防支援を実施できるようになることから、第 4 条従業者の員数に、指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者についての規定を、第 5 条管理者に指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者である場合の規定を新たに定め、第 6 条では電磁的記録媒体の使用について認めることとしております。

また、第 32 条第 1 項に新たに身体拘束等の適正化の推進のための方針及び、人材の有効活用、多職種連携促進の観点から、テレビ電話装置その他の通信機器を活用する改正をしております。

この条例は令和 6 年 4 月 1 日から施行するとしております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 12 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 12 号、伊方町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

議案第 13 号

○議長（菊池隼人） 日程第 11「伊方町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について」議案第 13 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○長寿介護課長（井上操） 議長

○議長（菊池隼人） 長寿介護課長

○長寿介護課長（井上操） 議案第 13 号、伊方町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。改正にあたっては、国が示す基準と同様の内容としております。

現在、伊方町内でこの条例の適用を受けるのは、「認知症対応型共同生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」の指定事業所となりますので、そこに関連する改正を説明させていただきます。

認知症対応型入居者生活介護についてご説明いたします。

第 111 条管理者について、管理上支障がない場合の兼務要件を緩和しております。

第 125 条においては、新たに協力医療機関についての要件、保険者への届け出、新興感染症発生時の対応等について定めております。

続いて、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に関する改正でございます。

第 166 条管理者について、管理上支障がない場合の兼務要件を緩和しております。

第 167 条では緊急時の対応についての見直しの実施を定めております。

第 173 条では認知症対応型入居者生活介護と同様に、新たに協力医療機関等との連携等について定めております。

準用とされているもののうち、第 9 条において電氣的磁気媒体の使用について認めることとし、第 105 条においては、新たに「介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取り組みを推進するため、利用者の安全及び介護サービスの質の確保、及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催」を義務付けております。

この条例は令和 6 年 4 月 1 日から施行するものといたします。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第13号、伊方町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

議案第14号

○議長（菊池隼人） 日程第12「伊方町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について」議案第14号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○長寿介護課長（井上操） 議長

○議長（菊池隼人） 長寿介護課長

○長寿介護課長（井上操） 議案第14号、伊方町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

現在、伊方町内でこの条例の適用を受ける指定地域密着型介護予防サービスを提供する「認知症対応型共同生活介護」についてのみ説明させていただきます。

新旧対照表をお願いいたします。

第72条管理者について、管理上支障がない場合の兼務要件を緩和しております。

第83条においては、新たに協力医療機関についての要件、保険者への届け出、新興感染症発生時の対応等について定めております。

準用とされているもののうち、第11条において、電氣的磁気媒体の使用について認めることとし、第62条においては、新たに「介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取り組みを推進するため、利用者の安全及び介護サービスの質の確保、及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催」を義務付けております。

この条例は令和6年4月1日から施行するとしております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 14 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 14 号、伊方町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

議案第 15 号

○議長（菊池隼人） 日程第 13「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について」議案第 15 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（井上恵隆） 議長

○議長（菊池隼人） 総務課長

○総務課長（井上恵隆） 議案第 15 号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本条例は地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整理を行うものであります。

次に、伊方町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてですが、本条例は、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することに伴い、育児休業をしている職員に係る勤勉手当の支給対象に、会計年度任用職員を含める改正を行います。

最後に、伊方町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてですが、令和 6 年度以降における期末手当の支給率を伊方町職員の給与に関する条例の規定を準用し、また勤勉手当を創設し、支給率は同様に同条例の規定を準用します。

なお、附則において、この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものとしております。

以上、説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 15 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 15 号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定については、原案のとおり可決されました。

議案第 16 号

○議長（菊池隼人） 日程第 14「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について」議案第 16 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（山藤一也） 議長

○議長（菊池隼人） 上下水道課長

○上下水道課長（山藤一也） 議案第 16 号、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について、ご説明いたします。

今回の条例制定の概要としましては、上水道事業に関連する 2 個の条例の一部改正をします。

令和 6 年 4 月 1 日に、「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律」が施行されます。

この法律は、水道整備等の機能強化を図るため水道法等による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管するものです。それを受けて関係条例を整理するものであります。

では、詳細について説明させていただきますので、次の頁の新旧対照表をご覧ください。

第 1 条関係として、伊方町水道事業給水条例第 5 条、第 36 条第 2 項及び次の頁をお願いいたします。第 39 条第 1 項第 1 号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改正します。

第 2 条関係として、伊方町水道事業の布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例第 4 条第 6 号中、「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改正いたします。

尚、この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行します。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 16 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 16 号、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定については、原案のとおり可決されました。

発議案 1 号

○議長（菊池隼人） 日程第 15「伊方町議会議員の請負の状況の公表に関する条例制定について」発議第 1 号を議題といたします。

本件につきましては、2 月 9 日開催の、議会改革特別委員会で協議確認されておりますので、提出者の説明は、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、これを省略したいと思います。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認め、提出者の説明は、これを省略いたします。

これより質疑を省略し、討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより発議第1号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、発議第1号、伊方町議会議員の請負の状況の公表に関する条例制定については、原案のとおり可決されました。

議案第17号

○議長（菊池隼人） 日程第16「令和5年度伊方町一般会計補正予算（第8号）について」議案第17号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） 議案第17号、令和5年度伊方町一般会計補正予算（第8号）の説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ4億9,788万8千円を減額し、総額を114億9,288万2千円とするものであります。

内容といたしましては、各事業費等の精算見込による減額を計上したほか、歳出における主な増額分として庁用自動車購入基金積立金745万6千円、農林漁業振興基金積立金2,000万円、電算改修委託239万8千円、高齢者健康増進事業211万2千円、後期高齢者医療保険特別会計繰出金105万3千円、海岸漂着物再資源化機器導入工事201万4千円、水道事業会計補助金1億円、耐震シェルター展示業務委託76万5千円などを計上いたしております。

一方歳入につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,229万2千円、社会保障・税番号制度システム整備費補助金239万8千円、三崎港港湾維持管理交付金216万1千円を追加計上するとともに、予算調整として、財政調整基金繰入金2億850万4千円を減額いたしております。

次に、第2表継続費補正については、今年度、事業が完了した亀ヶ池温泉再建事業の精算に伴い、令和5年度の年割額を減額するものでございます。

次に、第3表繰越明許費補正については、31事業5億7,448万6千円を計上いたしております。

以上、令和5年度伊方町一般会計補正予算（第8号）の、主な説明とさせていただきます。

なお、詳細につきまして、ご質問等がございましたら、担当課長より説明をさせますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（菊池隼人） お諮りいたします。審議の方法は、歳入、歳出とも項を追っていきたいと思います。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認め、歳出から項を追って、審議を進めてまいります。頁番号は右下となります。予算書の28頁を、お開きください。

1 款 議会費

1 項 議会費 (28 頁) 質疑ありませんか。

2 款 総務費

1 項 総務管理費 (28 頁～34 頁) 質疑ありませんか。

○議員 (清家慎太郎) 議長

○議長 (菊池隼人) 清家議員

○議員 (清家慎太郎) 30 頁、3 目 24 節積立金、庁用自動車購入基金積立金なんですけども、全協の時にも少し触れさせていただいたんですが、三崎の地域振興バスですね、これがちょっとガス臭がするというので、結果、複数件の指摘があったわけです。まずこれにつきまして、把握しておられるかどうかと、この積立金というのは今いくらぐらい積み上がっているのか、その 2 点お願いします。

○議長 (菊池隼人) 只今の質疑に対する、答弁を認めます。

○三崎支所長 (竹内元昭) 議長

○議長 (菊池隼人) 三崎支所長

○三崎支所長 (竹内元昭) 只今の清家議員のご質問にお答えいたします。

三崎地域振興バスのガス臭なんですけども、直接ですね、支所の方に、ガス臭がするとか、そういった問い合わせというか、苦情の方は出ておりません。臭いなので、個人の感覚的なものもあろうかと思えます。

ただ、振興バス自体がもう 20 年経過しております。雨漏り等、色々不具合が出ておりますので、また総務課の方とも更新等も含めて、今、検討しているところでございます。今のところ、そういった状況でございます。

○総合政策課長 (谷村栄樹) 議長

○議長 (菊池隼人) 総合政策課長

○総合政策課長 (谷村栄樹) 基金の状況でございます。庁用自動車購入基金、昨年度末現在で、4,178 万 9 千円でございます。

以上です。

○議員 (清家慎太郎) 議長

○議長 (菊池隼人) 清家議員

○議員 (清家慎太郎) ちょっとここで気になるのが、最初の質問でも触れたんですけども、ガス臭っていうのは、私が把握しているだけでも 2 件あるわけでございます。最初に聞いたのが去年ですか、2023 年の 3 月の時点で、ガス臭がするというのを聞きました。

全協の時にも多分、「他にガス臭を感じた利用されている方いないですか」という話をしたと思うんですけども、結果、今日の一般質問にもありましたけれど、中途退職の原因となるカスハラ、行政対象暴力を生んだわけです。その辺のですね、ガス臭とかのですね、クレームの風通しが少し悪いんじゃないかなっていう感じがするんです。もう 1 件。1 件はその 2023 年の 3 月で、もう 1

件は先月聞きました、委託業者がちょうど帰ってきた時にですね、「やっぱりこの車臭いな」ということで、話をしたとこなんですけども、その委託業者さんからも連絡は入ってないでしょうか。

○三崎支所長（竹内元昭） 議長

○議長（菊池隼人） 三崎支所長

○三崎支所長（竹内元昭） 今のところ、そういった話や苦情は入っておりません。

○議員（清家慎太郎） 議長

○議長（菊池隼人） 清家議員

○議員（清家慎太郎） なんていうんですかね、1件やったら、個人の感覚でそうなんかだと。

2023年3月の時も、修理工場にも議案にも持って行って、問題ないっていうふうな話はもらったみたいなんですけども、やはりもう1件、委託業者のドライバーの方からも出たということですね、時々なんらかの状況によって、やはりガス臭が中に入ってしまうということだと思います。

先月の委託業者さんみたいな方やったら、別にそのままなんとか対応ということになるんですけども、2023年3月の場合には、もうご存じのとおり、職員が辞めなければならない程までに脅し上げられました。その辺の対応をですね、初期のうちにきっちりできていれば、中途退職者も出ずに済んだようなこともありました。もう少しそういう運転日報みたいのをですね、これ全協の時にも言った思うんですけど、ちょっと不具合があればすぐに報告っていうのを、些細なことでもですね、やってもらって。

年数も年数なんで、買い替えの時期も来ていると思うんですが、もう少し運転する方、利用する方の意見の風通しが良い体制に、もう一段階上げて進めてほしいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○三崎支所長（竹内元昭） 議長

○議長（菊池隼人） 三崎支所長

○三崎支所長（竹内元昭） 先般の全協で清家議員の方から質問がありましたので、以降ですね、地域振興バスを利用される際に、日報等でも、臭い等不具合があったとか、そういったものを記載する欄を設けたりとか、後は、利用者の代表者の方等にも、不具合やガス臭がなかったかとか、そういったものを確認するように指示の方はしております。

○議長（菊池隼人） 他、ご質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）

2項 徴税費 （34頁～35頁） 質疑ありませんか。

3項 戸籍住民基本台帳費 （35頁） 質疑ありませんか。

5項 統計調査費 （35頁～36頁） 質疑ありませんか。

3款 民生費

1項 社会福祉費 （36頁～37頁） 質疑ありませんか。

2項 児童福祉費 （38頁～40頁） 質疑ありませんか。

3項 老人福祉費 （40頁～42頁） 質疑ありませんか。

4款 衛生費

1 項 保健衛生費 (42 頁～46 頁) 質疑ありませんか。

2 項 清掃費 (46 頁～47 頁) 質疑ありませんか。

3 項 水道費 (47 頁) 質疑ありませんか。

4 項 下水道費 (47 頁) 質疑ありませんか。

6 款 農林水産業費

1 項 農業費 (47 頁～49 頁) 質疑ありませんか。

2 項 林業費 (49 頁) 質疑ありませんか。

3 項 水産業費 (49 頁～50 頁) 質疑ありませんか。

7 款 商工費

1 項 商工費 (50 頁～52 頁) 質疑ありませんか。

8 款 土木費

1 項 土木管理費 (53 頁) 質疑ありませんか。

2 項 道路橋梁費 (53 頁～54 頁) 質疑ありませんか。

3 項 港湾費 (54 頁～55 頁) 質疑ありませんか。

4 項 住宅費 (55 頁) 質疑ありませんか。

5 項 公園費 (56 頁) 質疑ありませんか。

6 項 公共下水道費 (56 頁) 質疑ありませんか。

7 項 集会所費 (56 頁) 質疑ありませんか。

8 項 砂防費 (57 頁) 質疑ありませんか。

9 款 消防費

1 項 消防費 (57 頁～58 頁) 質疑ありませんか。

10 款 教育費

1 項 教育総務費 (58 頁～60 頁) 質疑ありませんか。

2 項 小学校費 (60 頁～61 頁) 質疑ありませんか。

3 項 中学校費 (61 頁～62 頁) 質疑ありませんか。

4 項 社会教育費 (62 頁～65 頁) 質疑ありませんか。

5 項 保健体育費 (65 頁～66 頁) 質疑ありませんか。

12 款 公債費

1 項 公債費 (66 頁) 質疑ありませんか。

歳出全般について、質疑ありませんか。「なし」の発言あり。

次いで、歳入に入ります。15 頁をお開きください。

3 款 利子割交付金

1 項 利子割交付金 (15 頁) 質疑ありませんか。

4 款 配当割交付金

1 項 配当割交付金 (15 頁) 質疑ありませんか。

7 款 地方消費税交付金

1 項 地方消費税交付金 (15 頁) 質疑ありませんか。

8 款 自動車税環境性能割交付金

1 項 自動車税環境性能割交付金 (15 頁) 質疑ありませんか。

12 款 分担金及び負担金

1 項 分担金 (15 頁) 質疑ありませんか。

2 項 負担金 (16 頁) 質疑ありませんか。

13 款 使用料及び手数料

1 項 使用料 (16 頁～17 頁) 質疑ありませんか。

2 項 手数料 (17 頁) 質疑ありませんか。

14 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金 (17 頁～18 頁) 質疑ありませんか。

2 項 国庫補助金 (18 頁～19 頁) 質疑ありませんか。

15 款 県支出金

1 項 県負担金 (19 頁～20 頁) 質疑ありませんか。

2 項 県補助金 (20 頁～21 頁) 質疑ありませんか。

3 項 委託金 (22 頁) 質疑ありませんか。

16 款 財産収入

1 項 財産運用収入 (22 頁) 質疑ありませんか。

2 項 財産売却収入 (22 頁) 質疑ありませんか。

17 款 寄附金

1 項 寄附金 (22 頁～23 頁) 質疑ありませんか。

18 款 繰入金

2 項 基金繰入金 (23 頁～24 頁) 質疑ありませんか。

20 款 諸収入

5 項 貸付金元利収入 (24 頁) 質疑ありませんか。

7 項 雑入 (24 頁～26 頁) 質疑ありませんか。

21 款 町債

1 項 町債 (26 頁) 質疑ありませんか。

歳入全般について、質疑ありませんか。(「なし」の発言あり)

次いで、表紙に返って、「継続費の補正、第 2 条、第 2 表」。第 2 表は 7 頁にあります。質疑ありませんか。(「なし」の発言あり)

次いで、表紙に返って、「繰越明許費、第 3 条、第 3 表」。第 3 表は 8 頁から 10 頁にあります。質疑ありませんか。(「なし」の発言あり)

次いで、表紙に返って、「地方債の補正、第4条、第4表」。第4表は、11頁にあります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）

この補正予算全般について、質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第17号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第17号、令和5年度伊方町一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決されました。

議案第18号

○議長（菊池隼人） 日程第17「令和5年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」議案第18号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町民課長（上田時茂） 議長

○議長（菊池隼人） 町民課長

○町民課長（上田時茂） 議案第18号、令和5年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由をご説明いたします。

事業勘定につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、1億8,073万2千円を減額し、総額を16億2,906万6千円とするものでございます。

直営診療施設勘定につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,143万9千円を減額し、総額を4億2,901万1千円とするものでございます。

それでは事業勘定の歳出より主なもののご説明をいたしますので、10頁をお願いします。

2款1項療養諸費は、療養給付費等の決算見込みにより、1億4,101万9千円を減額しております。

2款2項高額療養費につきましては、決算見込みにより、3,634万5千円減額しております。

12頁をお願いします。

7款1項基金積立金は、前年度繰越金の2分の1以上を基に、2,025万円を計上しております。

13頁をお願いいたします。

9款2項繰出金は、へき地直営診療所の運営費に係る、特別調整交付金の交付見込額に合わせて265万6千円増額しております。

次に歳入でございしますが、8頁をお願いいたします。

4款1項県支出金は、今年度の交付見込み額に基づき、1億7,863万8千円を減額しております。

続きまして、直営診療施設勘定をご説明いたします。

九町診療所の歳出からご説明いたしますので、35頁をお願いいたします。

2款1項医業費は、決算見込みにより、207万3千円減額しております。これに対する歳入です

が、33 頁をお願いいたします。

5 款 1 項他会計繰入金は、決算の推計により 177 万 8 千円減額しております。

5 款 2 項事業勘定繰入金は、特別調整交付金の交付見込みに基づき、69 万 1 千円増額しております。

次に、瀬戸診療所の歳出について、ご説明いたしますので、45 頁をお願いいたします。

1 款 1 項施設管理費は、人件費等の減により、1 千 287 万 3 千円減額しております。

これに対する歳入ですが、43 頁をお願いいたします。

5 款 1 項他会計繰入金は、決算の推計により、804 万 6 千円減額しております。

5 款 2 項事業勘定繰入金は、特別調整交付金の交付見込みに基づき、492 万 6 千円増額しております。

次に、串診療所の歳出について、ご説明いたしますので、56 頁をお願いいたします。

1 款 1 項施設管理費は、人件費等の減により 44 万 9 千円減額しております。

これに対する歳入ですが、53 頁をお願いいたします。

1 款 2 項外来収入は、決算見込みにより、660 万円減額しております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 18 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 18 号、令和 5 年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり可決されました。

議案第 19 号

○議長（菊池隼人） 日程第 18「令和 5 年度伊方町学校給食特別会計補正予算（第 1 号）」について議案第 19 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○教育委員会事務局長（阿部茂之） 議長

○議長（菊池隼人） 教育委員会事務局長

○教育委員会事務局長（阿部茂之） 議案第 19 号、令和 5 年度伊方町学校給食特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、予算総額から、歳入歳出それぞれ、467 万 8 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 3,000 万 7 千円とするものでございます。

まず、歳入からご説明させていただきますので、資料右下、7 頁をお開き願います。

1 款 1 項 1 目給食費徴収金につきましては、学校行事等の影響や臨時休校により、当初予定しておりました給食数が、約 1 万 5 千食の減となるため、現年度分を 162 万 9 千円の減額、また、滞納繰越分を当初予算で 4 万円と見込んでおりましたが滞納額が 0 となりましたので、減額しております。

2 款 1 項 1 目一般会計繰入金につきましては、本年度より実施しております給食費の半額補助について、給食数の減により 321 万 2 千円を減額しております。

3 款 1 項 1 目繰越金につきましては、前年度からの繰越金といたしまして、10 万円を、計上しております。

4 款 1 項 1 目諸収入につきましては、消費税還付金、10 万 3 千円を計上いたしております。

次に歳出につきまして説明いたしますので、9 頁をお開き願います。

1 款 1 項 1 目給食費につきまして、先程の歳入予算の減額に伴い、賄材料費を 467 万 8 千円減額しております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 19 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 19 号、令和 5 年度伊方町学校給食特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

議案第 20 号

○議長（菊池隼人） 日程第 19「令和 5 年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 3 号）」議案第 20 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町民課長（上田時茂） 議長

○議長（菊池隼人） 町民課長

○町民課長（上田時茂） 議案第 20 号、令和 5 年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 3 号）について、提案理由をご説明いたします。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 104 万 6 千円を減額し、総額を 1 億 8,105 万 2 千円とするものでございます。

歳出より、ご説明いたしますので、9 頁をお願いいたします。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料算定額の減額変更に伴い、64 万 1 千円減額しております。

4 款保健事業費は、健康診査の受診者数の減少に伴い、委託料を 43 万 3 千円減額しております。

次に歳入でございますが、7頁をお願いいたします。

1款1項後期高齢者医療保険料は、収納見込みにより、116万1千円減額しております。

2款1項一般会計繰入金は、決算推計により、105万3千円を増額しております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第20号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第20号、令和5年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

議案第21号

○議長（菊池隼人） 日程第20「令和5年度伊方町介護保険特別会計補正予算（第4号）」議案第21号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○長寿介護課長（井上操） 議長

○議長（菊池隼人） 長寿介護課長

○長寿介護課長（井上操） 議案第21号、令和5年度伊方町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、提案理由をご説明いたします。

保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、1,762万円を減額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ13億8,521万6千円に、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ166万3千円を減額し、歳入歳出それぞれ1,368万7千円とするものでございます。

それでは、補正の主なものについて、保険事業勘定の歳出からご説明いたしますので、13頁をお開きください。

2款保険給付費でございますが、1項介護サービス等諸費では395万6千円を減額しております。14頁をお願いいたします。

2項介護予防サービス等諸費では、113万8千円を減額しております。6項特定入所者介護サービス等費につきましては、180万4千円を減額しております。

15頁をお願いいたします。

5款地域支援事業費でございますが、3項包括的支援事業・任意事業費で143万5千円を減額しております。

17頁をお願いいたします。

6款基金積立金でございますが、決算見込みにより556万1千円を減額し補正後の額は1,393万

3千円となっております。

これに係る歳入ですが、8頁をお願いいたします。

1款1項介護保険料は、第1号被保険者数の減少等により、639万2千円を減額しております。

4款国庫支出金から、9頁の、5款支払基金交付金、6款県支出金につきましては、介護給付費等の決算見込み額から算出した、負担金・補助金等の決算見込み額により、減額補正となっております。

10頁をお願いいたします。

8款1項一般会計繰入金につきましては、決算見込み額から算出した一般会計負担分について、427万円を減額しております。

続いて、介護サービス事業勘定ですが、35頁をお願いいたします。

補正の主なものについて歳出からご説明いたします。

1款サービス事業費、1項介護予防サービス事業費でございますが、人件費、委託料等の決算見込みにより、総額で166万3千円を減額しております。

これによる歳入ですが、27頁をお願いいたします。

決算見込みにより、1款1項介護予防給付費収入から、2項介護予防ケアマネジメント費収入、2款繰入金まで、総額で166万3千円を減額しております。

以上、令和5年度伊方町介護保険特別会計補正予算（第4号）の説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願い致します。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第21号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第21号、令和5年度伊方町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

議案第22号

○議長（菊池隼人） 日程第21「令和5年度伊方町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について」議案第22号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（山藤一也） 議長

○議長（菊池隼人） 上下水道課長

○上下水道課長（山藤一也） 議案第22号、令和5年度伊方町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由をご説明いたします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、2,735万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、

歳入歳出それぞれ、4億7,524万8千円とするものでございます。

まず歳出であります。11頁をお願いいたします。

主なものとしまして、1款1項1目公共下水道管理費の、10節需用費(光熱水費)は、実績見込みとして475万4千円を減額しております。

12節委託費は、439万1千円減額しています。これは、処理場運転保守管理委託費の水質検査回数及び汚泥処理量の減、公営企業法適用移行支援業務委託の入札減によるものです。

13節使用料及び賃借料は、28万1千円減額しています。これは、災害時等の停電対応に伴う発電機リース料の減によるものです。

14節工事請負費は、234万5千円減額しております。これは、維持管理修繕工事の実績見込みとしております。

18節負担金補助及び交付金は、345万円減額しています。これは、下水道接続促進事業補助金等の実績見込みとしております。

2款1項1目公共下水道建設費、8節旅費、11節役務費はそれぞれ実績見込みとして減額しています。

14節工事請負費につきましては、主に、川永田地区管路敷設工事の事業量の減と、公共枘設置工事の実績見込みにより540万6千円の減額をしております。

3款公債費ですが、繰上償還金の実績見込みにより657万5千円の減額をしております。

続きまして歳入ですが、8頁をお願いいたします。

1款1項1目公共下水道使用料を、117万5千円実績見込みとして減額補正しております。

2款1項1目公共下水道費、国庫補助金は、実績見込みとして162万9千円を減額補正しております。

3款1項1目一般会計繰入金は、歳出の減により2,456万8千円を減額補正しております。

6款繰越金として、1万円増額しております。

前の頁に戻って4頁をお願いいたします。

第2表繰越明許費でございますが、2款1項の公共下水道建設費ですが、国費事業分の1事業の1,821万6千円としております。繰越理由につきましては大浜・中之浜マンホールポンプ等更新工事については更新する機器の製造にあたり不測の日数がかかったことにより、年度内完成が難しくやむなく繰越をお願いするものであります。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(菊池隼人) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。(「なし」の発言あり) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。(「なし」の発言あり) 討論なしと認めます。

これより議案第22号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。(「なし」の発言あり) 異議なしと認めます。

よって、議案第 22 号、令和 5 年度伊方町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

議案第 23 号

○議長（菊池隼人） 日程第 22「令和 5 年度伊方町小規模下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について」議案第 23 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（山藤一也） 議長

○議長（菊池隼人） 上下水道課長

○上下水道課長（山藤一也） 議案第 23 号、令和 5 年度伊方町小規模下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について、提案理由をご説明いたします。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、866 万 9 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、9,236 万 7 千円とするものでございます。

まず歳出であります。10 頁をお願いいたします。

1 款 1 項 1 目小規模下水道管理費でございますが、実績見込みとして減額しております。主なものとして、10 節需用費は、光熱水費の実績見込みとして 315 万円減額しております。14 節工事請負費は、維持工事の実績見込みとして 265 万円を減額しております。18 節負担金補助及び交付金を 105 万円減額しております。これは、下水道接続促進事業補助金等の実績見込みとなっております。

2 款公債費ですが、繰上償還金の実績見込みとして 158 万 2 千円の減額をしております。

3 款基金積立金ですが、小規模下水道維持基金の利息見込みとして減額しております。

続きまして、7 頁をお願いいたします。

1 款 1 項 1 目下水道使用料は、29 万 7 千円を実績見込みとして減額補正しております。

3 款 1 項 1 目一般会計繰入金は歳出の減により、793 万 8 千円の減額、3 款 2 項 1 目基金繰入金も歳出の減により、43 万円の減額、4 款 1 項 1 目雑入は、消費税還付金として消費税及び地方消費税の確定により、3 万 8 千円の減額としております。

次の頁をお願いいたします。

5 款繰越金は、3 万 5 千円増額しております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 23 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 23 号、令和 5 年度伊方町小規模下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

議案第 24 号

○議長（菊池隼人） 日程第 23「令和 5 年度伊方町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）について」議案第 21 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（山藤一也） 議長

○議長（菊池隼人） 上下水道課長

○上下水道課長（山藤一也） 議案第 24 号、令和 5 年度伊方町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）について、提案理由をご説明いたします。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、1,321 万 7 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、5,925 万 6 千円とするものでございます。

まず歳出であります。10 頁をお願いいたします。

1 款 1 項 1 目一般管理費でございますが、実績見込みとして 82 万円減額しております。

2 款 1 項 1 目建設改良費でございますが、事業量の確定に伴い減額しております。主なものとして、14 節工事請負費 803 万 8 千円及び 18 節負担金補助及び交付金の合併処理浄化槽転換促進事業補助金等を 345 万円減額しております。

次に歳入ですが、7 頁をお願いいたします。

事業の確定及び実績見込みとして 1 款分担金及び負担金 82 万 4 千円、2 款使用料 109 万 1 千円、3 款国庫支出金 658 万 7 千円、4 款県支出金 131 万 3 千円、それぞれ減額しております。

5 款一般会計繰入金は、歳入の減により 357 万 7 千円の減額としております。

次の頁をお願いいたします。

6 款諸収入は、消費税及び地方消費税の確定により 17 万 5 千円を増額しております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 24 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 24 号、令和 5 年度伊方町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

議案第 25 号

○議長（菊池隼人） 日程第 24「令和 5 年度伊方町水道事業会計補正予算（第 2 号）について」議案第 25 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（山藤一也） 議長

○議長（菊池隼人） 上下水道課長

○上下水道課長（山藤一也） 議案第 25 号、令和 5 年度伊方町水道事業会計補正予算（第 2 号）につきまして、提案理由をご説明いたします。

表紙の第 2 条収益的収入及び支出ですが、水道事業収益におきまして 9,718 万 9 千円を増額し総額を 4 億 1,603 万 8 千円とするものです。

主に、第 1 項営業収益におきましては、74 万円を減額。第 2 項営業外収益におきましては、9,794 万円を増額。主に、公営企業繰出基準に基づかない繰出金・収益的収支均衡処置分として他会計補助金 1 億円を計上したことによるものです。

次に支出ですが水道事業費用 568 万 3 千円を減額し、総額を 3 億 9,458 万円 3 千円とするものです。主に、第 1 項営業費用につきましては、実績見込みとして 742 万円減額。第 2 項営業外費用におきまして、補正予算に伴う消費税の再計算により 274 万 8 千円を増額したことによるものでございます。

第 4 項予備費におきまして、100 万円を減額しております。

次の頁をお願いいたします。

第 3 条の資本的収入及び支出ですが、資本的収入を 2,000 万円減額し、総額を 3,038 万 7 千円とし、資本的支出におきまして、5,457 万円を減額し、総額を 1 億 1,127 万 2 千円とするものです。これは、第 1 項建設改良費において、事業費が確定したことにより減額したものであります。

第 4 条について、予算第 5 条に定めた継続費の総額及び年割額を実績にて改めております。

第 5 条についても、予算第 8 条に定めた経費、職員給与費の金額を改めています。

以下、予算に関する説明書の 3 頁から 15 頁につきましては、補正予算実施計画書、補正予算実施計画明細書を、16 頁以降につきましては、令和 5 年度予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、継続費に関する調書、及び令和 5 年度予定貸借対照表を添付していますので、お目通しをください。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 25 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 25 号、令和 5 年度伊方町水道事業会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

議案第 26 号～議案第 33 号

○議長（菊池隼人） 日程第 25、「令和 6 年度伊方町一般会計予算」議案第 26 号から日程第 32、「令和 6 年度伊方町下水道事業会計予算」議案第 33 号までの予算関係 8 議案を、会議規則第 37 条の規定に基づき、一括審議といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） 議案第 26 号令和 6 年度伊方町一般会計予算から議案第 33 号令和 6 年度伊方町下水道事業会計予算までの 8 議案の説明を申し上げます。

まず、令和 6 年度伊方町一般会計予算でございますが、予算総額は、102 億 3,389 万 8 千円、前年度比、6 億 3,908 万 5 千円の減額、率にして、5.88%の減となっております。

歳出予算の主な内容といたしまして、保健・医療・福祉の分野においては、出産子育て交通費助成費 270 万円、認知症対応型グループホーム整備事業費 3 億 4,504 万円を、社会基盤の分野では、塵芥収集車の購入費 1,803 万 5 千円、茅トンネル通報警報設備更新工事費 1 億 3,750 万円を、防災・減災の分野では、木造住宅の耐震化事業や災害用簡易トイレの整備など、災害に備えるための新たな取組みとして、総額 7,170 万 9 千円を、移住・定住の分野では、奨学金返還支援助成事業費 650 万円、定住促進奨励事業費 3,000 万円を、産業・観光の分野では、JA 西宇和が行う広域選果場整備事業への支援費 9,056 万 2 千円、瀬戸アグリトピア宿泊棟の改修費 1 億 5,285 万 3 千円を、教育・スポーツ・文化の分野では、高校生等修学支援事業費 930 万円、スクールバス整備事業費 1,823 万 2 千円を、住民協働・行財政の分野では、新伊方町誌の編さん業務委託費 1,265 万円、ふるさと納税関連経費 1 億 902 万 9 千円を、その他の重要施策事業として顔認証技術を活用した買い物支援事業費 2,850 万円を計上いたしております。

これに対します歳入は、住民税や固定資産税などの町税 34 億 2,388 万 5 千円、地方交付税 19 億 8,000 万円、電源立地地域対策交付金などの国庫支出金 8 億 5,030 万 8 千円、核燃料税交付金などの県支出金 7 億 7,878 万 3 千円、財政調整基金などからの繰入金 16 億 9,261 万円、合併特例や過疎対策事業などに充当する町債 7 億 630 万円を計上いたしております。

以上、令和 6 年度一般会計予算の概要説明とさせていただきます。

続きまして、特別会計及び企業会計の各会計についてでございます。

国民健康保険特別会計の事業勘定 18 億 92 万円、直営診療施設勘定 4 億 5,839 万 5 千円、学校給食特別会計 3,378 万 5 千円、後期高齢者医療保険特別会計 2 億 1,031 万 6 千円、介護保険特別会計の保険事業勘定 13 億 3,955 万 5 千円、介護サービス事業勘定 1,856 万 8 千円、風力発電事業特別会計 1 億 9,120 万 5 千円、水道事業会計 6 億 831 万 8 千円、下水道事業会計 5 億 8,489 万 1 千円を計上しております。

以上、一般会計、特別会計及び企業会計、全 8 会計の予算総額は、154 億 7,985 万 1 千円、前年度比、5 億 1,398 万 8 千円の減額、率にして 3.21%の減となっております。

なお、詳細について、ご質問等がございましたら、改めて担当課長より説明をさせますので、ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願いをいたします

○議長（菊池隼人） お諮りいたします。只今説明のありました、令和6年度各会計予算の取り扱いにつきましては、お手元に配布の常任委員会付託議案一覧表のとおり、それぞれ各常任委員会に付託し、委員会条例第2条の規定に基づき、会期中において合同による審査といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、令和6年度伊方町一般会計予算について、以下、予算会計8議案を、総務文教厚生及び産業建設の各常任委員会に付託し、会期中における、合同審査とすることに決定しました。

散会宣告

○議長（菊池隼人） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これにて、散会するものではありますが、今期定例会の会期中日程を念のためにお伝えしておきます。6日から7日は、休会。8日は、午前10時から各常任委員会合同により令和6年度予算の審議を行います。9日から11日は、休会。12日は、午前10時から本会議を再開いたします。

以上、お伝えし、本日の会議はこれをもちまして散会いたします。

お疲れ様でした。

（閉会時間 14時27分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

伊方町議会議長

伊方町議会議員

伊方町議会議員